

仙南広域都市計画下水道について

1. 公共下水道区域について（資料1）

公共下水道の整備計画における公共下水道の区域は、都市計画法や下水道法などの関係法令の規定に基づいて大きく3つで定められています。

①「全体計画区域」（黒色の実線）

下水道事業を行うためには、下水道法に基づき、整備の方向付けを行う「全体計画」による下水道を整備する方針となる区域。

②「都市計画下水道区域」（青色の実線）

「全体計画区域」の中で、整備が確実な区域を都市計画法に基づき下水道を整備する区域として決定した区域

③「下水道法事業計画区域」（黒色の斜線）

「都市計画下水道区域」又は「全体計画区域」の中で、今後、5から7年程度で整備可能な区域の具体的な計画となる事業計画を立案し、下水道法に基づき公共下水道事業計画を定めた区域。

「下水道法事業計画区域」は、公共下水道の認可を受けることにより公共下水道工事に着手できるようになります。工事終了後、下水道に接続可能な状況となった後に供用開始の公告を行い下水道が使用することができるようになります。

2. 公共下水道区域の現状

本来、それぞれの区域が連動し、例外を除き「全体計画区域」の中に「都市計画下水道区域」が含まれ「都市計画下水道区域」の中に「下水道法事業計画区域」が含まれることになります。

「全体計画区域」については、社会情勢の変化や整備状況等により、「全体計画区域」の変更等を行っていますが、「都市計画下水道区域」については、供用開始された平成2年当時の計画による区域となっており、「全体計画区域」と「都市計画下水道区域」が整合しておらず、不明瞭な状態となっています。

下水道事業は、基本原則として使用料収入により運営する独立採算性が求められますが、これまで施設整備に多額の費用を要したため令和5年度末の企業債残高は約83億円に上り、使用料で不足する企業債償還金を一般会計からの繰入金により賄われています。

3. 公共下水道区域の見直し（資料2）

下水道事業の収益は、処理区域の人口密度が高くなると収益が大きくなります。下水道事業の整備には多額の費用を要するため、持続可能な下水道事業には将来的な視点から採算性を考慮し、整備する必要があります。

また、処理区域面積により阿武隈川流域下水道建設に係る負担金が賦課されるため、適切な下水道区域に設定する必要があります。

このようなことから、「全体計画区域」及び「都市計画下水道区域」について、整合性を図り、適切に整備・維持するため区域の見直しをしたいと考えています。

なお、新たな整備計画や社会情勢の変化等により、定期的に区域の見直しを実施します。

○見直しをする区域

①下水道区域外流入区域（紫色）

下水道区域外から接続している区域を「全体計画区域」及び「都市計画下水道区域」に組み込む区域。

②新たに「全体計画区域」及び「都市計画下水道区域」とする区域（赤色）

具体的な下水道整備計画が予定されている区域を新たに「全体計画区域」及び「都市計画下水道区域」とする区域。

③「都市計画下水道区域」にある区域を「全体計画区域」に組み込む区域（緑色）

「都市計画下水道区域」にあり、将来的に事業計画等がある区域を「全体計画区域」に組み込む区域。

④「都市計画下水道区域」から除外する区域（黄色）

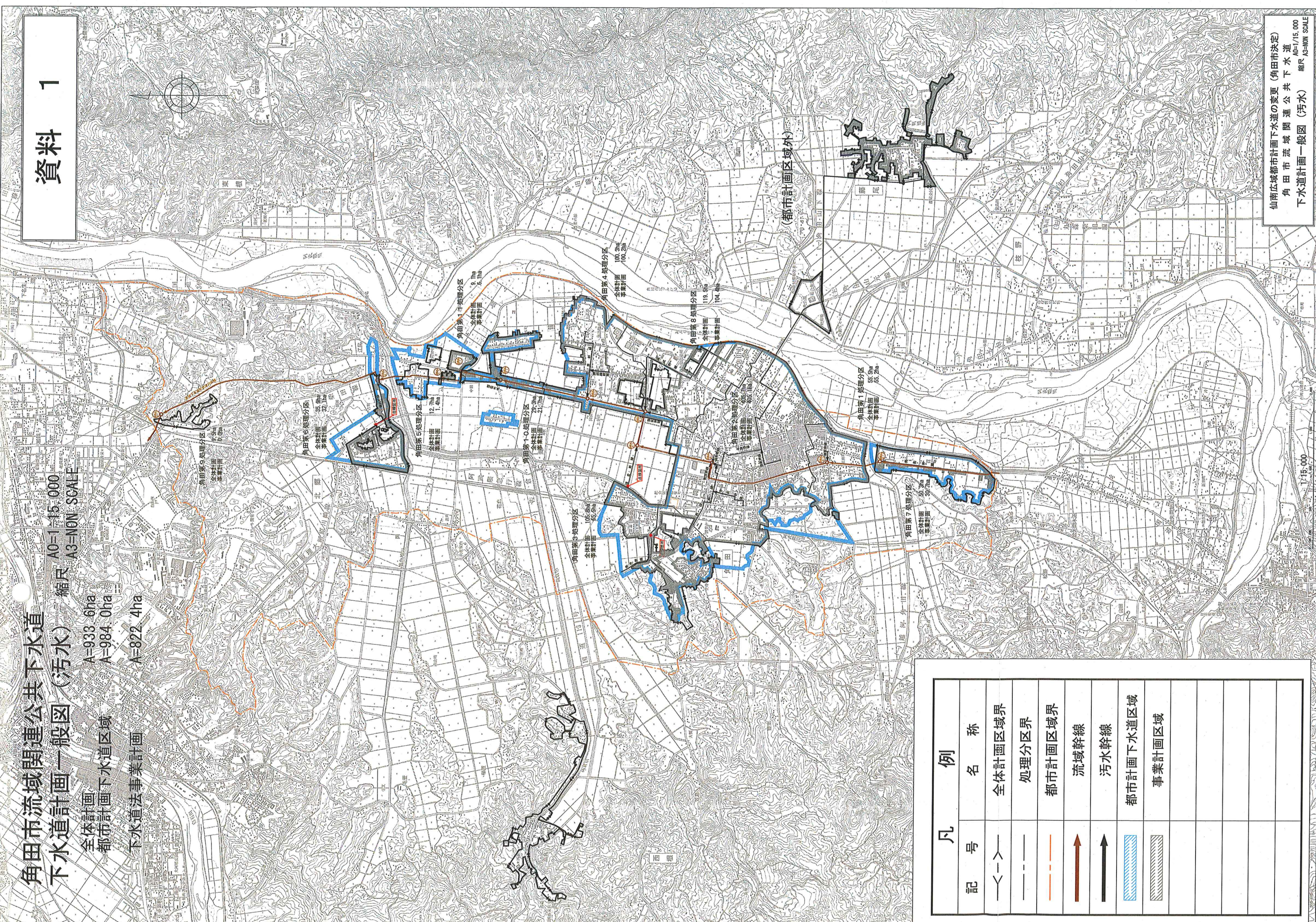
「都市計画下水道区域」にあり、「全体計画区域」となっていない区域について、現時点で事業計画がなく、施設整備に多額の費用を要し、採算性が見込めない区域を「都市計画下水道区域」から除外する区域。

4. 今後のスケジュールについて（資料3）

角田市流域関連公共下水道
下水道計画一般図（污水）

A0=1/15,000
縮尺 A3=NON SCALE

全体計画
都市計画下水道区域
下水道法事業計画
A=933.6ha
A=984.0ha
A=822.4ha



記号	凡例	名称
—<—>—		全体計画区域界
---		処理分区域界
-.-.-		都市計画区域界
↑		流域幹線
↑		污水幹線
▨		都市計画下水道区域
▨		事業計画区域

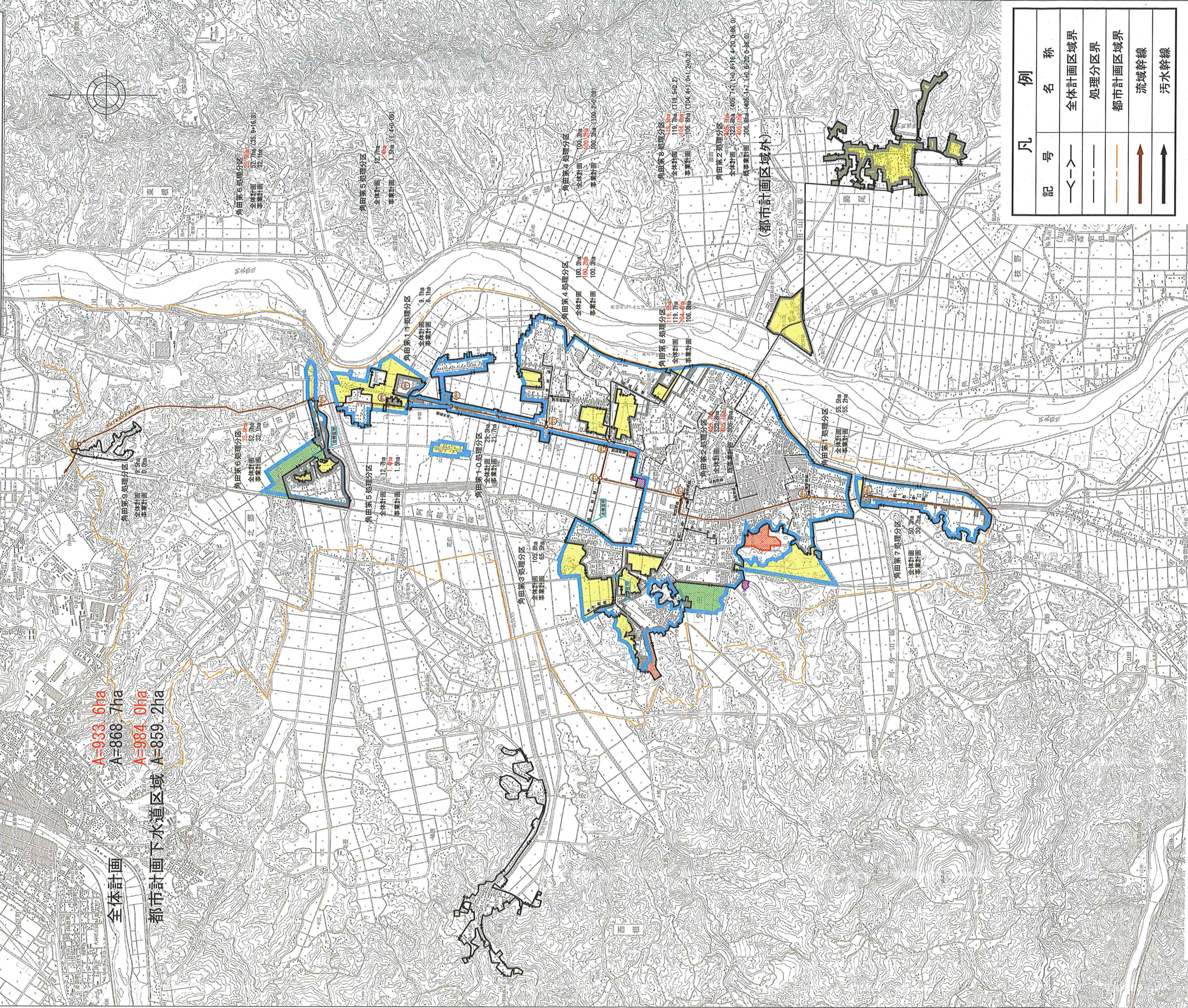
角田市流域関連公共下水道
下水道計画一般図（污水）縮尺1:15,000

資料 2

全体計画

A=933.6ha
A=868.7ha
A=984.0ha
A=859.2ha

都市計画下水道区域 A=859.2ha



凡	例	記号	名称
—<—>—	全体計画区域界	—	全体計画区域界
---	処理分区域界	---	処理分区域界
---	都市計画区域界	---	都市計画区域界
↑	流域幹線	↑	流域幹線
↑	污水幹線	↑	污水幹線

- ①下水道区域外流入区域（紫色）
- ②新たに「全体計画下水道区域」及び「都市計画下水道区域」とする区域（赤色）
- ③「都市計画下水道区域」にある区域を「全体計画区域」に組み込む区域（緑色）
- ④「都市計画下水道区域」から除外する区域（黄色）

資料名	角田市流域関連公共下水道計画
図面の名称	下水道計画一般図（污水）
縮尺	1:15,000
図面番号	5-15,000
作成年度	角田市

今後の予定について

資料3

説明会の開催（令和7年2月）



宮城県 事前協議（令和7年3月）



計画案の縦覧（令和7年4月）



角田市都市計画審議会（令和7年5月）



宮城県 本協議（令和7年6月）



都市計画（変更）の告示（令和7年7月）

下水道事業（公共下水道）経営戦略シュミレーション算定

下水道事業会計の現状

下水道事業会計は令和 2 年度より公営企業会計に移行しているが、移行時に繰越欠損金を約 5 億円抱えており、欠損金を解消しない限り収益的収支で計上する純利益を資本的収支の補填財源として使用することができない。

繰越金の解消方法としては、主に一般会計からの出資金を充当する方法と純利益を充当する方法の 2 つがあるが、方針として純利益を計上し解消することとしている。

具体的な対策として、分流式経費に係る繰入金（1 億円を上限として繰入れ）の確保及び使用料改定による収入の確保している。

経営戦略の繰入金に係る策定方針

欠損金の解消までは、資本的収支の財源が一般会計からの繰入金に限定されることから、資本的収支の不足分を全額一般会計から繰り入れる。

欠損金解消後は繰入金に係る基準を明確にした金額を収益的収支及び資本的収支で繰り入れることにより独立採算制を確保する。

経営戦略による財政シュミレーションについて

- ☆前提条件
- ①R7 年からの使用料改定後の使用料収入
 - ②資本費平準化債の上限を起債する。
 - ③R12 年以降の汚水に係る建設投資額として、毎年 3 億円とする。
 - ④雨水の財源は 100%一般会計繰入金とする。
 - ⑤欠損金解消後は、国による交付税措置相当額以上を一般会計繰入金とする。

[illegible]

投資・財政計画
(収支計画)

資本の収支(投資・財政計画)

区 分		令和5年度 (決算)	令和6年度 (決算)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
年 度		(単位:千円)											
資本	1. 企業	328,600	590,146	822,421	703,567	518,748	494,755	417,875	439,055	252,920	223,648	295,117	261,554
	うち資本費平準化債	207,500	385,500	362,921	320,567	269,998	236,355	205,375	187,555	161,920	132,648	115,117	81,554
資本	2. 他会計出資金	—	—	1,000,000	2,000,000	3,000,000	4,000,000	5,000,000	6,000,000	7,000,000	8,000,000	9,000,000	10,000,000
	3. 他会計補助金	466,222	239,096	256,340	248,212	230,464	221,553	105,329	91,487	89,734	84,474	79,544	81,266
資本	4. 他会計借入金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	5. 他会計借入金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
資本	6. 国(都道府県)補助金	71,715	137,000	386,550	317,700	196,875	205,560	164,250	199,350	54,900	54,900	120,000	120,000
	7. 固定資産売却代金	—	—	1,000,000	2,000,000	3,000,000	4,000,000	5,000,000	6,000,000	7,000,000	8,000,000	9,000,000	10,000,000
資本	8. 工事負担金	4,193	3,080	12,885	10,590	6,563	6,852	5,475	6,645	1,830	1,830	3,000	3,000
	9. その他	—	—	1,000,000	2,000,000	3,000,000	4,000,000	5,000,000	6,000,000	7,000,000	8,000,000	9,000,000	10,000,000
資本	計	870,730	969,322	1,478,196	1,280,069	952,649	928,720	692,929	736,537	399,384	364,852	497,661	465,820
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額	—	—	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
資本	1. 建設改良費	870,730	969,322	1,478,196	1,280,069	952,649	928,720	692,929	736,537	399,384	364,852	497,661	465,820
	うち職員給与費	221,406	347,698	889,000	736,000	467,500	486,800	395,000	473,000	152,000	152,000	330,000	330,000
資本	2. 企業償還金	10,481	6,029	9,854	9,953	10,052	10,153	10,255	10,357	10,461	10,565	10,671	10,778
	3. 他会計長期借入返還金	785,387	758,083	738,267	699,094	644,907	605,133	554,551	520,370	497,303	465,161	442,367	407,171
資本	4. 他会計への支出金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	5. その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
資本	計	1,006,793	1,105,781	1,627,267	1,435,094	1,112,407	1,091,933	949,551	993,370	649,303	617,161	772,367	737,171
	(D)-(C)	136,063	136,459	149,071	155,025	159,758	163,212	256,622	256,833	249,919	252,309	274,706	271,351
資本	1. 損益勘定留保資金	134,204	136,459	147,965	153,921	158,652	162,107	165,332	168,005	171,202	172,188	171,930	173,821
	2. 利益剰余金処分額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
資本	3. 繰越工事資金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	4. その他	1,859	△ 3,410	20,206	13,495	2,040	3,780	9,871	14,914	△ 548	△ 79	10,516	10,350
資本	計	136,063	133,049	168,171	167,415	160,692	165,887	175,203	182,919	170,653	172,108	182,446	184,171
	(E)-(F)	—	3,410	△ 19,100	△ 12,390	△ 934	△ 2,675	81,419	73,914	79,266	80,200	92,260	87,181
資本	他会計借入金残高	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	企業償還金	7,827,245	7,659,308	7,743,462	7,747,935	7,621,776	7,511,399	7,374,722	7,293,407	7,049,024	6,807,512	6,660,262	6,514,644

他会計繰入金

区 分		令和5年度 (決算)	令和6年度 (決算)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
年 度		(単位:千円)											
収益的収支	1. うち基準内繰入金	163,788	258,624	241,644	226,570	234,644	246,749	262,428	268,892	274,637	274,933	272,216	271,788
	うち基準外繰入金	78,916	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収支	2. うち基準内繰入金	466,222	239,096	256,340	248,212	230,464	221,553	105,329	91,487	89,734	84,474	79,544	81,266
	うち基準外繰入金	63,740	61,633	61,633	61,633	55,449	52,212	42,695	37,201	32,614	30,514	26,350	20,313
合計	3. 他会計繰入金	402,482	177,463	194,707	186,579	175,015	169,341	62,634	54,286	57,120	53,960	53,194	60,953
	企業償還金	629,990	497,720	541,809	515,456	494,528	501,450	480,027	476,725	457,054	455,659	456,486	444,848

原価計算表

供用開始年月日 公共：平成元年4月1日
 処理区域内人口 15,660人
 計算期間 自 令和7年4月
 至 令和12年3月
 (5年間)

収入の部

項 目	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)－(B)
	千円	千円	千円	千円
使 用 料 (X)	255,368	285,997		285,997
受 託 工 事 収 益	0	0		0
そ の 他 営 業 収 益	80,854	148,741		148,741
合 計	336,222	434,738	0	434,738

支出の部

項 目	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)－(B)
職 員 給 与 費	42,080	41,551		41,551
動 力 費	2,769	2,784		2,784
薬 品 費	0	0		0
委 託 費	37,791	43,261		43,261
修 繕 費	2,698	1,692		1,692
材 料 費	252	316		316
流域下水道管理運営負担金	65,541	56,691		56,691
資 産 減 耗 費	0	465		465
そ の 他 営 業 費 用	23,012	17,878		17,878
そ の 他 営 業 外 費 用	2,676	1,604		1,604
そ の 他	0	0	249,855	-249,855
減 価 償 却 費	570,185	602,760	263,067	339,693
支 払 利 息	82,443	87,647	0	87,647
小 計	829,447	856,647	512,922	343,725
合 計 (Y)	829,447	856,647	512,922	343,725

資 産 維 持 費 (Z)	0
使用料対象経費(Y) + (Z)	343,725

$$(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 83.2\%$$

<使用料水準についての説明>

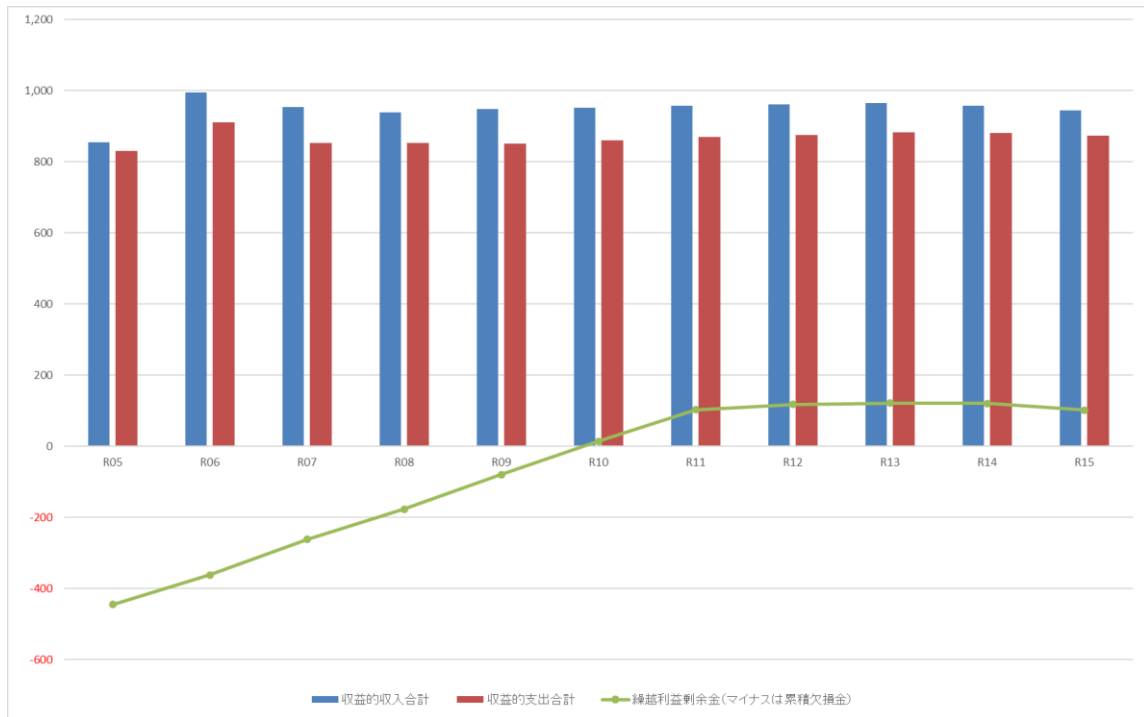
令和7(2025)年4月から令和12(2030)年3月までの5年間に於いて、使用料を15%増改定後には、使用料を使用料対象経費及び資産維持費で除した経費回収率は80%を超える数値となっています。
 使用料対象経費は職員給与費、動力費、減価償却費などを含む営業費用と営業外費用の合計値から、長期前受金戻入や補助金などの控除項目を除いて算出しています。
 なお、将来の企業債償還や建設改良に備える資産維持費は見込んでおりません。

※「最近1箇年間の実績」は令和5(2023)年度の数値を記載しております。
 ※本表は「経営戦略のひな型様式」に追加された原価計算表(令和4年1月25日付け総務省通知「『経営戦略』の推進について」)を参考にして総括原価の算定を行っています。

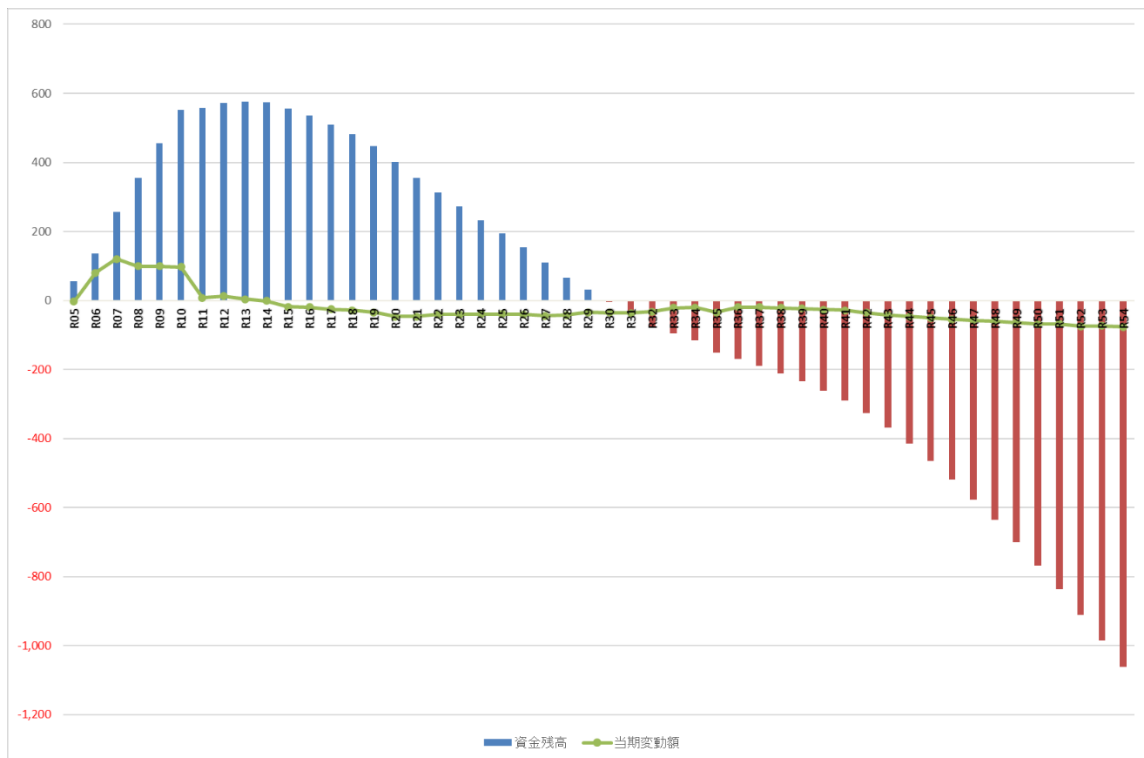
- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起債償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」(公益社団法人日本下水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。

料金改定なし

3 条収支(繰越利益剰余金)

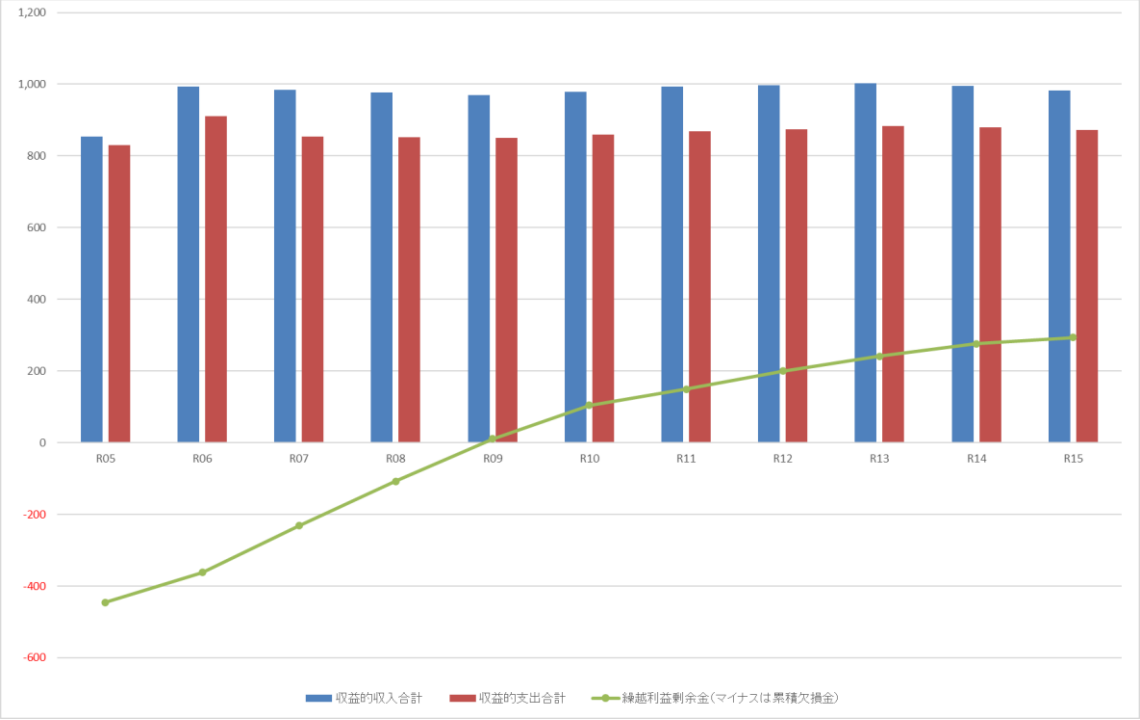


現金収支（簡易 CF の当期変動額、折れ線グラフ）、資金残高（棒グラフ）

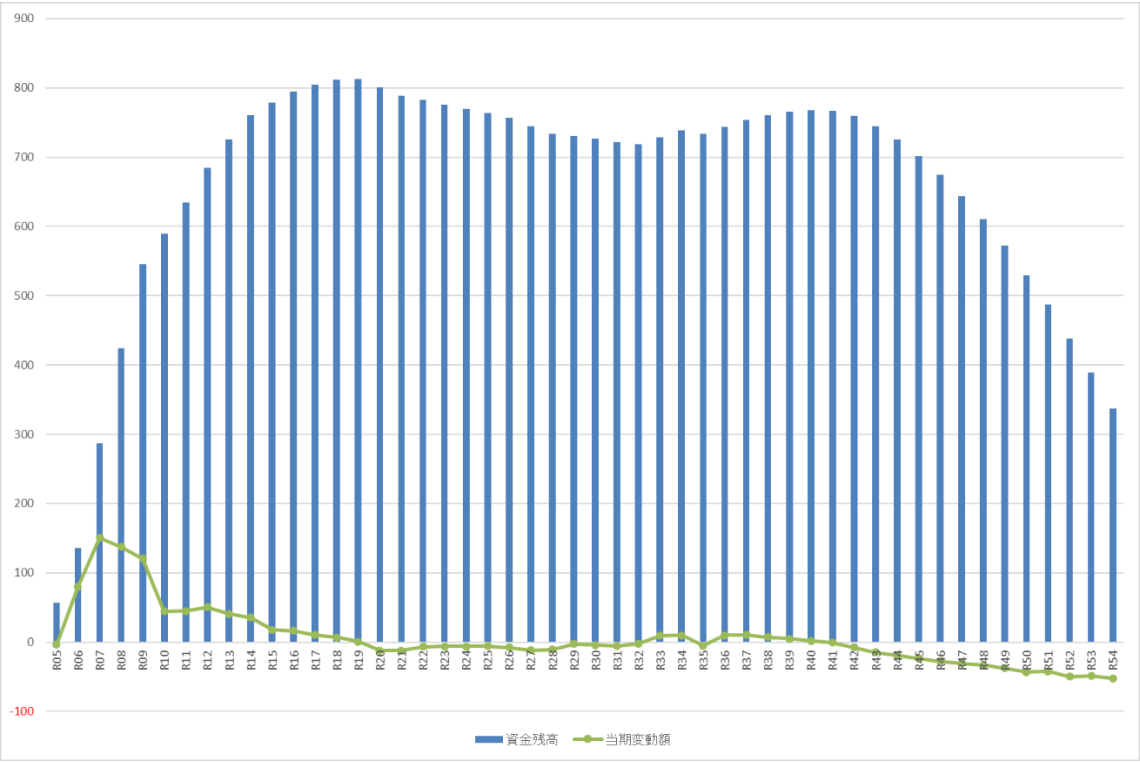


料金改定あり

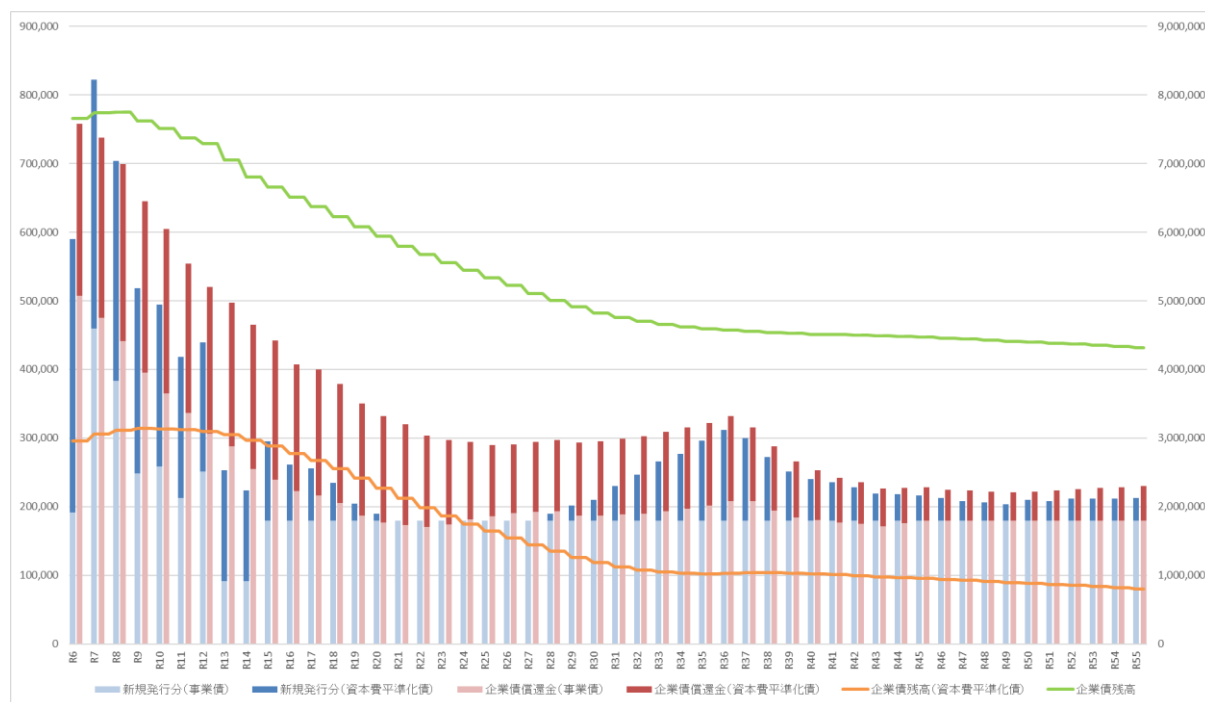
3 条収支(繰越利益剰余金)



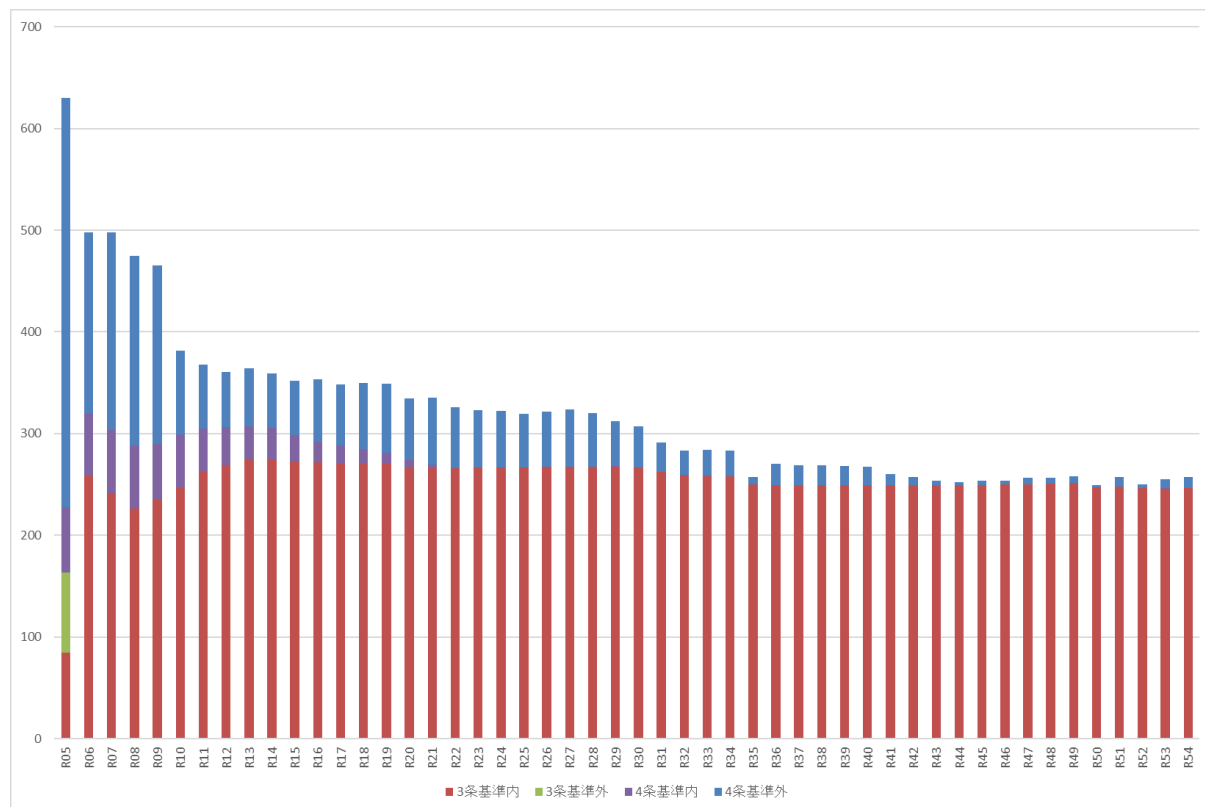
現金収支 (簡易 CF の当期変動額、折れ線グラフ)、資金残高 (棒グラフ)



企業債起債・償還額及び企業債残高推移



繰入金推移



建設改良費推移

